

第6章

ユドヨノ政権の10年間

——政治的安定・停滞と市民社会の胎動——

岡本 正明

はじめに

スシロ・バンバン・ユドヨノ政権は、民主化から6年後の2004年に行われたインドネシア初の大統領直接選挙で誕生し、2014年まで2期、10年間続いた長期政権であった。1998年に民主化が始まってからハビビ政権1年5カ月(517日)、アブドゥルラフマン・ワヒド政権1年9カ月(642日)、メガワティ・スカルノプトゥリ政権3年3カ月(1185日)と短期政権が続いた後ただだけに、この長期政権は政治的安定を生み出し、民主主義体制の定着にかなり貢献したといえる。その間、経済的には5%を超える経済成長を続けたことで、民主主義体制と経済成長が両立することを示した。ユドヨノ政権末期の2013年に行われた世論調査では、民主主義体制を理想的な体制とみる割合が58%、民主主義をインドネシアに適合的とみなす意見が73%であり、民主主義という制度への信頼感は比較的高い(SMRC 2013)。

したがって、マクロにみれば、ユドヨノ政権はそれなりに評価できる政権である。民主主義がなかなか定着しない中東のイスラーム諸国とちがいで、インドネシアはイスラーム教徒が多数派の国家のなかで最も成功した民主

主義国家という評価をもらい、また、タイのように軍事政権が復活する兆しもなく、東南アジアでは最も民主的な国家とみなされている。32年間続いたスハルト権威主義体制の時代には想像もできなかったような大きな変化が起きたことになる。

こうしたポジティブな評価の一方で、とりわけインドネシア国内における政権の評価は徐々に落ちていった。サイフル・ムジャニ・リサーチ・アンド・コンサルティング社（SMRC）によるユドヨノ政権への支持率調査によれば、2004年の初当選の時には同政権に満足、大変満足と答えた割合は69%と高かった。2008年には53%に下がったものの、2009年の再選前には70%まで支持率は上がった。しかし、第2期になると、緩やかな下落を示し、2013年には任期中最低の51%に落ちた。治安はよいものの、民主主義の質の低さがユドヨノ政権への不満の原因である。国政でも地方政治でもオリガーキー支配が顕著であり、法の支配が確立できておらず、汚職が拡散し続けているということが支持率低下の理由として挙げられている（SMRC 2013）。実際、ユドヨノが率いる民主主義者党の党首とその幹部が逮捕され、さらには、反汚職の聖戦を謳っていたイスラーム主義政党の福祉正義党（PKS）の幹部まで逮捕されるなど、有権者の政治不信を一気に高める事態まで起きた。しかも、分権化とともに汚職は地方にも拡散している。

ユドヨノ政権の支持率低下を招いた要因としては、ユドヨノ自身の決断力のなさ、革新的政策のなさ、リーダーシップの弱さもメディアでは指摘されることが多かった。確かに、ユドヨノの政権運営をみていると、政権後期になるほど強いリーダーシップが目立たず、政権は安定というより停滞とみなしたほうがよくなってしまった。ただし、それだけではユドヨノ政権、あるいは、ユドヨノ政権時代の政治を正当に評価しているとはいえない。もうひとつ重要なことがある。市民社会勢力の台頭である。

民主化後、インドネシアでは一連の憲法改正が行われて大統領の権限が弱まり、制度的に国政レベルで三権分立が進んだ。司法機関、立法機関のみならず、既存の機関への不信感から汚職撲滅委員会（KPK）などの独立機関も誕生し、加えて分権化も進んだことから、権力の分散が進んだ。ユ

ドヨノを評価するとすれば、彼がこうした権力の制度的分散に不満を抱いて強権的に権力集中させなかった点である。彼は、各機関、アクター間のバランスを配慮して決断を下すことが多かった。それは、ユドヨノのリーダーシップの弱さと受け取られることもあった。しかし、そのことが結果として、権力の恒常的多元性を保証し、社会からの変革の動きを政治制度内に取り込む可能性を残した。実際、路上でのデモやソーシャル・メディアを通じた市民社会の要望が、ときには国政、地方政治を動かすことがあった。ユドヨノ政権下で、このように市民社会勢力が台頭できたことは、今後の民主主義の質の向上につながる余地を残したことになる。

民主化後のインドネシア政治については、スハルト権威主義体制からのアクターの連続性に着目するにせよ、資本のもつ構造的権力に着目するにせよ、少数の政治経済エリートによる寡頭支配に着目するオリガーキー論が主流であった⁽¹⁾。しかし、民主主義が制度として定着すると、政治過程のダイナミズムに着目し、多元主義的側面を指摘した研究や反政府活動家や労働者の政治的影響力を視野に入れた研究も出始めている。そうした民主化後のインドネシア政治研究の変遷は、2014年に出版されたM・フォードとT・ペピンスキーの編著『オリガーキーを超えて』を読むとよくわかる(Ford and Pepinsky 2014)。ただ、こうした研究では、ある政権を分析するという点に関心が弱い。しかし、ユドヨノ政権というのは、10年間も続いた民主化後初の長期政権であり、その特徴を理解することはきわめて重要である。というのも、同政権が良かれ悪しかれ一定程度の制度的多元性を保証したことが、インドネシアにおける民主主義の定着につながったからである。政権そのものは多様なアクターに絡み取られて身動きがとれなくなり、政権後半は政治的安定というより停滞という状況に陥った。しかし、制度的多元性を保証していたからこそ、その停滞を脱する動きが市民社会で台頭することができた。以下では、こうしたユドヨノ政権の特徴を国政、地方政治に分けてみていくことにしよう。

第1節 第1次ユドヨノ政権

——改革と政治的安定の5年間——

ユドヨノは2004年大統領選挙で約6割の得票率で当選し、2009年にも約6割の得票率で再選を果たした大統領である。彼が率いる民主主義者党の国会議席獲得率は2004年で10.2%、2009年で26.4%であり、同党だけでは国会支配力は弱かった。しかし、表6-1をみればわかるように、主要な政党と連立を組むことで、2004年で73.4%、2009年で75.6%の議会支配力を確保することに成功した。しかも、第1次ユドヨノ政権では37閣僚級ポストのうち16ポスト、第2次ユドヨノ政権では37閣僚ポストのうち21ポストを連立与党に配分することで政権の安定実現に努めた⁽²⁾。

また、ユドヨノ政権の時代、イデオロギー対立など深刻な政治対立の契機もなくなった。インドネシアが独立して間もない1950年代の議会制民主主義の時代には、イスラーム系政党と共産党とのあいだでのイデオロギー的対立が激しく、政党政治は不安定をきわめた。それに対して、1998年以後の民主化時代は左翼政党の影響力はきわめて弱く、イスラーム系政党とナショナリズム政党が主流となった。ユドヨノ政権時代ともなると、イスラーム主義政党も含めて各政党が中道化し、連立与党内対立、与野党対立は利権がらみのものになった。フォーマルな政党政治に不満を抱く急進派イスラーム主義者たちへの軍・警察による取締まりが強化され、テロ行為も減った。その結果、SMRCによる世論調査結果を示した図6-1にあるように、第1次ユドヨノ政権は、治安、政治、法の支配で高い評価を受けた。

ユドヨノは陸軍士官学校をトップで卒業した優等生であり、野戦タイプではなく参謀タイプである。それもあって、決断力がなく (tidak tegas)、政策決定に時間がかかるという批判が向けられてきた。しかし、第1次政権では評価すべき目立った政策も実施してきた。たとえば、2004年12月26日に起きたスマトラ島沖大地震・津波に際しては、パプアで通報を受けてすぐに最大の被災地アチェまで飛び、陣頭指揮にあたった。アチェで

表6-1 主要政党の得票率（A）と国会議席獲得率（B）

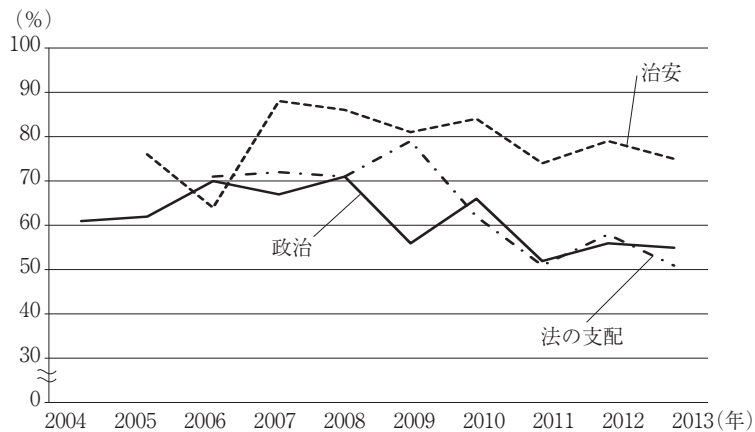
（単位：％）

	1999年		2004年		2009年	
	A	B	A	B	A	B
民主主義者党	-	-	7.5	10.2*	20.9	26.4*
ゴルカル党	22.4	26.0	21.6	23.1*	14.4	18.9*
闘争民主党	33.7	33.0	18.5	19.8	14.0	16.8
福祉正義党	1.4	1.5	7.3	8.2*	7.9	10.2*
国民信託党	7.1	7.4	6.4	9.6*	6.0	8.2*
開発統一党	10.7	12.6	8.1	10.6*	5.3	6.8*
民族覚醒党	12.6	11.1	10.6	9.4	4.9	5.0*
グリンドラ党	-	-	-	-	4.5	4.6
ハヌラ党	-	-	-	-	3.8	3.1
その他	12.1	8.4	20.0	9.1	18.3	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）川村・東方（2010, 19, 23）。

（注）*ユドヨノ政権期の与党。1期目はさらに2小政党（月星党，公正統一党）が連立に参加。

図6-1 ユドヨノ政権を通じて治安、政治、法の支配について「良い」および「普通」と答えた人の割合の変化



（出所）SMRC（2013）。

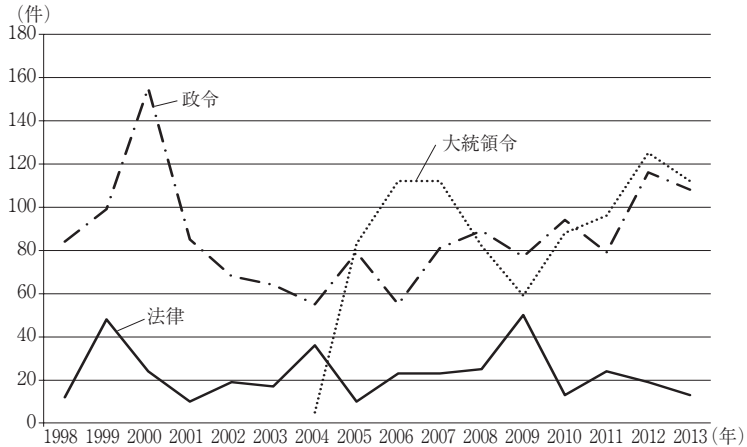
はインドネシアからの分離運動が根強く、それまでは外国人の訪問を厳しく制限していたが、津波による被害の甚大さから、国軍の反対を押し切って海外からの支援を全面的に受け入れる決断をした。しかも、この災害を好機ととらえ、スイスのNGOの支援を受けて、翌2005年にアチェの独立派と停戦合意にこぎつけることに成功し、約30年の対立を経て、独立派は独立運動をやめインドネシア単一共和国にとどまることに同意した。

また、2005年3月と10月には、世界的な石油価格の急騰を受けて、ユドヨノは長年の懸案であった燃料補助金の削減に踏み切った。1998年5月にスハルト長期政権が崩壊した一因は補助金削減決定に対する市民の不満の爆発であり、今回の決定に当たっても強い反対運動が社会でも国会でも起きたが、貧困層への現金給付策を実施するなどの不満解消策も同時に実施することで削減策を貫いた。

汚職問題にも新たな展開があった。スリ・ムルヤニ大蔵大臣のもとで、2006年に租税総局長、関税総局長に学者を起用して税務部門にはびこる汚職体質にメスが入った。さらに、スハルト時代から腐敗してきた司法機関では汚職問題に解決のめどが立たないということから、2002年に独立機関として発足したKPKが2004年から本格始動した。容疑者の盗聴、逮捕、さらには公訴権までもつ強力な同委員会は、高い独立性を誇り、逮捕の様子をメディアで流すなど、司法ポピュリスト的な戦略も用いながら、政府高官、政治家を逮捕していった。ユドヨノは基本的には同委員会の独立性を尊重した。2008年11月に、ユドヨノの親族アウリア・ポハンがKPKにより汚職容疑者となった時には、「権力は制限されねばならない。KPKはとてつもない権力をもっている。神にしか責任を負っていない。気をつけるべきだ」と述べ、KPKに不満を述べた⁽³⁾。しかし、ポハンに有罪判決が出るとそれを受け入れた。

また、法案作成にかかる時間は長いものの、図6-2をみればわかるように、第1次ユドヨノ政権時代には法律の国会通過数も増えていった(川村2010)。そして、経済成長も軌道に乗り、2006年には国際通貨基金(IMF)の債務を一括返済し、貧困層の割合も減った。つまり、制度的に権力の分散が顕著な政治体制下で、ユドヨノはKPKの独立性を尊重しつつ、国会

図6-2 法令制定数の変化（1998～2013年）



(出所) インドネシア国家官房ウェブサイト (<http://www.setneg.go.id>) より筆者作成。

(注) 法律は自治体増設関連を除く。

運営を比較的うまく行うことで、第1期はそれなりの成果を収めることができていた。

国会対策との関係で重要であったのは、国会第1党であり、スハルト体制時代の与党として国家運営に手慣れたゴルカル党との関係であった。まず、副大統領となったユスフ・カラがゴルカル党党首に就いた。同党幹部の実業家アブリザル・バクリを経済担当調整大臣（2004年10月～2005年12月）、国民福祉担当調整大臣（2005年12月～2009年10月）として内閣に取り込んだ。カラやバクリがユドヨノの名代として積極的に会派を超えて国会議員にロビー活動を行い、第1次ユドヨノ政権期に国会が試みた6回の内閣への国政調査のうち3回を阻止することに成功し、残りの3回についてもうやむやのままに終わらせた（Purwanto 2012, 236-237）。こうした国会対策も第1次ユドヨノ政権の安定をもたらした。

しかし、政権後半には汚職問題が政権を揺るがし始めた。KPKが政治家や閣僚に捜査の手を伸ばし、逮捕者も始始め、警察幹部の汚職にも手をつけ始めると、既得権益を脅かされた国会や警察によるKPKへの攻撃が

始まった。2009年4月には警察がKPK委員長を殺人容疑で逮捕し、同年10月、検察と警察がKPK幹部ふたりを収賄と恐喝の容疑者に仕立て上げた。KPK潰しに危機感を抱いた知識人たちからはふたりの釈放を求める声が強まり、フェイスブックなどでも釈放要求が高まった。ユドヨノは司法の独立性を主張して直接的な関与を避けた。そして、ふたりが逮捕された4日後、独立調査委員会を設けて、ふたりの逮捕の妥当性を判断させた。同委員会は、証拠不十分としてふたりの捜査中止を求めた(Haryadi 2009, 39-50)。KPK幹部のふたりは釈放され、KPK潰しの動きに歯止めがかかったものの、直接的な判断を避けたユドヨノは、改革推進を実現せず、既得権益層に迎合するリーダー、リスクを負いたがらない大統領とみられるようになった。

政権末期ともなると、燃料補助金の削減決定も政権を一気に揺るがすようになった。総選挙を約1年後に控えた2008年5月、ユドヨノは補助金の再削減を決定する。世論の批判を恐れて自らが発表することを避けたものの、この決定により支持率が25%と一気に落ち込み、ライバルの元大統領メガワティの支持率に追い抜かれた。再選できない可能性を恐れたユドヨノは、2008年12月から2009年1月にかけて3回にわたって燃料値下げを自らの決定として発表した。加えて、およそ1900万人の貧困層向けに現金給付策を再び実施することで支持率を50.3%に回復させた(Mietzner 2009, 4)。2009年総選挙が始まると、ユドヨノ、民主主義者党は、貧困率の減少、IMFからの卒業など政権の成果を強調し、資金力にものをいわせた選挙戦を展開した。民主主義者党は第1党に上り詰め、ユドヨノは高い支持率で再選に成功した。しかし、第2次政権に入ると、第1次政権末期に目立ち始めた汚職問題が彼を悩ますことになり、政治も停滞感が目立つようになった。

第2節 第2次ユドヨノ政権——停滞の5年——

再選したユドヨノは、2010年8月の独立記念日の国政演説において、インドネシアは改革第2の波に突入しており、さらなる変革をする必要性があると訴えた（Yudhoyono 2010）。2011年5月には、インドネシアを2025年には経済10大国入りさせることをめざした「インドネシア経済開発加速・拡大マスタープラン2011～2025年」（MP3EI）を発表した。全国の産地をリンクさせた6つの経済回廊を設け、2025年までに民間を中心とした4兆ドルの投資によって持続的な経済成長を実現しようという野心的なものである。

こうした意気込みとは裏腹に、全体としてみれば、2期目のユドヨノは改革の波を深化させるより、不安定さの漂う政権の維持に多くの時間を割くことになってしまった。第1次政権と同様に国会の7割を超える与党連合を樹立し、閣僚の半数以上を政党出身者にして政権運営の安定をめざしたものの、連立与党からすれば、憲法で3選を禁止されているユドヨノを支え続ける動機づけはあまりなく、結末が弱まっていった。とりわけ、ゴルカル党などとの橋渡し役であったカラから官僚出身のブディオノに副大統領が代わったことで国会対策が困難となり、2009年からゴルカル党党首となったアブリザル・バクリが第2次政権では閣僚ポストに就かず、政権と距離をおいて次期大統領をめざし始めたことが波乱要因となった。実際、政策の遂行も停滞気味となり、先に示した図6-2をみればわかるように、第2次政権では法律作成数が伸び悩み、ますます国会の承認が不要な政令に頼る姿勢が目立ち始めた。

そして、新国会が始まって早々に汚職問題が政権を揺るがし始めた。センチュリー銀行問題である。第1次政権時の2008年11月、インドネシア銀行（中央銀行）総裁であったブディオノや大蔵大臣であったスリ・ムルヤニの承認のもとで、経営破綻寸前のセンチュリー銀行という小規模銀行に対して6.7兆ルピアもの公的資金注入が行われていた⁽⁴⁾。2009年10月に開会した国会がその法外な資金注入を問題視し始めた。同年12月には

国会議員 503 人の署名により、センチュリー銀行問題を調査する特別委員会が発足した。翌年 3 月には、特別委員会の提案を受けた国会が、KPK など司法機関に対してプディオノヤスリ・ムルヤニの捜査を要求する決議を採択した。採択においては、ゴルカル党（国会第 2 党）や福祉正義党（同第 4 党）など連立与党の一部が、プディオノ更迭により副大統領職を獲得するという政治目的もあって賛成に回り、与党連合がほころび始めた。

ゴルカル党党首バクリは、副大統領職をねらうだけでなく、この問題を通じてユドヨノに揺さぶりをかけ、バクリのビジネス・グループの脱税疑惑などを問題視するスリ・ムルヤニ大蔵大臣の追い落としを画策していた（Mietzner 2013, 156）。与党連合の破綻や、副大統領プディオノへ捜査の手が及ぶことを恐れたユドヨノは、5 月上旬、世界銀行からの要請を受けて、スリ・ムルヤニが同銀行専務理事に着任することを承諾して大蔵大臣ポストから外した。その夜には与党連合の幹部を集めて、連立与党合同事務局の発足を決めた。そして、バクリをトップに据えることで懐柔を図った。いわば、改革派のスリ・ムルヤニを切って、オリガーキー支配の象徴のひとりであるバクリに擦り寄ったのである。これによって、ユドヨノが連立与党の維持を何よりも最優先したことが明らかとなった。

こうした国会との緊張関係がもたらす政権運営の難しさは法律作成数に露骨に出た。2009 年には 52 本（自治体新設法を除くと 50 本）の法律が国会の承認を経て制定されたのに対し、2010 年にはわずかに 13 本だけになってしまった。2011 年に入ると、ユドヨノ自ら率いる民主主義者党幹部の汚職事件が発覚して混迷の度を深めることになった。KPK は、南スマトラ州の競技選手宿泊施設建設、西ジャワ州のハンバラン・スポーツセンター建設に伴う贈収賄事件の捜査に乗り出すと、同党出身の青年・スポーツ担当国務大臣アンディ・マラランゲン、同党党首アナス・ウルバニングラム、財務部長ムハマド・ナザルディンらの関与が明るみに出て、一大政治スキャンダルに発展していった。KPK は 6 月にはナザルディンを容疑者とし、翌 2012 年 12 月にはアンディ・マラランゲンを容疑者、2013 年 2 月にアナスを容疑者とした。自党幹部のみならず、ユドヨノの次男エディ・バスコロ・ユドヨノ（通称イバス）の関与も疑われたために、ユド

ヨノはこの贈賄事件に翻弄されることになった。

イスラーム的倫理と清廉さを売りにして党勢拡大に成功し、連立与党の一翼を担う福祉正義党にも汚職捜査の手が伸びた。2013年1月、輸入牛肉割当てをめぐる贈賄容疑でKPKは同党党首ルトゥフィ・ハサン・イシャクを現行犯逮捕したのである(岡本2013)。民主主義者党の支持率は2009年4月の21%から2013年10月には8%、福祉正義党の支持率は同時期に8%から2%に落ち込んだ(SMRC 2014)。そして、ユドヨノ政権そのものの支持率もジリジリと下がっていった。法律作成数も2011年24本、2012年24本(自治体新設法を除くと19本)、2013年24本(自治体新設法を除くと14本)と伸び悩んでおり、汚職事件による国会での紛糾が政権運営の大きな障害になってしまった。

第3節 停滞下での市民社会勢力の台頭

第2次政権になるとユドヨノは連立与党の汚職問題に翻弄されてしまった感がある。しかし、幾つか画期的な動きもあった。それは、ユドヨノが望んだというより、制度的にも実体的にも権力の分散が顕著な政権であり、ユドヨノが世論の動向に敏感であったために、市民社会勢力がデモやロビー活動を通じて影響力を行使できる余地があったからである。先述したKPK幹部ふたりの勾留に際しては、フェイスブックやツイッターで釈放を求める声が高まり、ユドヨノや独立委員会もその声を無視できなかったことが釈放につながった面もある。また、国民皆保険をめざした「社会保障庁に関する2011年第24号法」が制定されるにあたっては、労働組合、社会団体、学生団体のデモや陳情が重要な役割をはたしていた(増原2014)。

もうひとつ重要な法律は、2014年1月にユドヨノが署名して公布された村落に関する2014年第6号法(以下、村落法)である。村落については後述の地方行政に関する2004年第32号法で規定されていたものの、独立した法律が必要ということから、中央政府が草案を準備していた。一方、

市民社会のなかからも、村落自治を強化するような村落法の制定を求める声が上がりはじめた。ジャワやバリの（元）村長、（元）村役人などが結成した社会組織、ヌサンタラ村落民連合（Parade Nusantara）は2006年頃から、第32号法の改正を求めるデモを始めていた。ジョグジャカルタ特別州のNGOで村落エンパワーメントに尽力してきた調査エンパワーメント研究所（IRE）も新村落法制定の必要性を訴えていた。第32号法で問題だったのは、同法以前に村落行政を規定していた1999年第22号法と比べても村落自治権が弱められてしまっていたことである。また、そもそも村落自治を強化するだけの予算措置がないことにも不満があった。

2009年総選挙の時には、闘争民主党（PDIP）の国会議員候補ブディマン・スジャトミコが村落への補助金枠拡大を盛り込んだ村落法制定要求を支持して選挙戦を展開し、当選を果たす。2010年2月には、ヌサンタラ村落民連合の呼びかけで、4万人近い全国の村長が集まって国会で村落法制定を求めるデモを行った。それでも内閣も国会も反応は鈍かったことから、ブディマンらは全国の村落を訪れて村落法制定への支持を拡大していき、国会でデモを繰り返した（Sudjatmiko 2014, 338-575）。こうした市民社会の長期にわたる訴えが2014年1月の村落法制定に結び付いた。同法により、国家予算の10%が村への補助金となり、1村当たり平均14億ルピアの予算が措置されることになった。

ただし、IREなどのNGOには、村落法制定までに7年もの時間を要したことに反省の声も上がっており、より効率的かつ効果的に市民社会の要望を立法府と政府に反映させるための方法が模索された。そのひとつの現れが、2013年1月の政策調査ネットワーク（PRN）の誕生である。PRNは、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の支援を受けて、戦略国際問題研究所（CSIS）、インドネシア大学経済学部経済社会研究所（LPEM FEUI）、IRE、パラマディナ公共政策研究所、女性問題研究所が発足させたNGOネットワークである。その目的は、データに基づく実証研究を行うNGOがネットワークをつくり、政策に影響を及ぼすことである。現在、PRNは、国会に所属する専門スタッフからなるインドネシア国会専門スタッフ組合（Asosiasi Tenaga Ahli Parlemen Indonesia）にアプローチして、法案作成段

階で政策インプットを行う考えである⁽⁵⁾。

ユドヨノ政権は後半に入るほど、安定というより汚職問題などにより停滞が目立ってしまった。その一方で、NGOやその他の市民社会勢力がデモやソーシャル・メディアを通じて要望を発信し、ときにそれが国政に大きな影響力をもったのもユドヨノ時代であった。

第4節 地方政治の安定・停滞

ユドヨノ政権時代、国政同様、地方でも政治が安定し始めた。1998年にスハルト体制が崩壊した頃、東ティモール、アチェ、パプア、リアウ、東カリマンタンなどの各州で分離運動が盛り上がり、2002年には東ティモールが実際に独立をはたした。その他の地方でも集権的な統治に対する不満が強まり、権威主義体制崩壊に伴う混乱で政治的不安定が広がっていた。ジャカルタやソロなどで反華人暴動、ポソやアンボンでは宗教紛争、中・西カリマンタンではエスニック紛争が起きた。また、社会不安の広がりから、宗教やエスニシティといった水平的社会的亀裂が政治化しやすくなった。1997年のアジア通貨危機に伴う経済情勢の悪化で貧困層が急増し、労働者たちは労組をつくってデモを繰り返して、農民たちのなかには農地の不法占拠に乗り出すものが現れるなど、垂直的社会的亀裂も先鋭化した。

民主化とともに始まった分権化はこうした地方レベルでの不安定と混乱の緩和をもたらした。民主化後の新しい地方行政、中央地方関係を規定するふたつの法律（地方行政に関する1999年第22号法、中央地方財政均衡に関する1999年第25号法）が策定され、2001年から施行された。この2法は、わずか半年余りの国会審議で制定されたスピード法で、しかも、第1級地方自治体である州（provinsi）と第2級地方自治体である県（kabupaten）・市（kota）のあいだのヒエラルキーをなくし、ビッグバン・アプローチと称されるほど一気に、おもに第2級地方自治体の県・市に人事・事務権限、財源を移譲した。自治体の新設も認め、分離運動の起きていたリアウやパ

プアでは中央政府が州を積極的に分割し、県・市の数を増やした。

こうした結果、地方のリソースが増え、分離独立する意義が減少したうえ、自治体新設により分離運動のまとまりが弱まった。また、総じて、地方政治は中央への異議申立てではなく、地方エリートによる地方リソースの奪い合いとなった。仮に一地方自治体で不満があれば、その自治体から分離した新設自治体をつくれればよくなった。エスニシティや宗教といった水平的社会的亀裂に沿った自治体分割が起き、また、地域間格差を解消するための自治体分割が起きた。アイデンティティや格差に基づく政治対立軸が減少することで、地方政治の安定が生まれた（岡本 2015）。

第 1 次ユドヨノ政権期の 2005 年、メガワティ政権末期に 1999 年第 22 号法に代わる地方行政法として国会を通過した 2004 年第 32 号法の本格的施行が始まった。その目玉は、地方議会が地方首長を選ぶ制度に代わって地方首長公選制が導入されたことである。公選制実施前には、地方エリート間の選挙戦が激化し、政治的混乱が各地で起きることが危惧されていた。しかし、予想以上に平穏無事に首長公選は行われた。内務省のデータによると、2009 年までの 486 首長選で、暴動が起きて紛争解決に 3 カ月以上かかったケースは 6 件のみである⁽⁶⁾。あるいは、インドネシア科学院 (LIPI) の報告書は、2005 年から 2008 年までのおよそ 500 の首長選のうち物理的暴力が行使されたのは 3% 未満との調査結果をはじめ出している (ICG 2010, 3)。

そもそも選挙の暴力化があまり起きていないうえに、暴力化した事例でもその原因は純粹に地方エリート間の権力闘争、支持者間の対立であり、社会的亀裂に沿った大規模な動員をもたらさなかった。というのも、正副首長候補は、できるかぎり多くの有権者の支持を得ることをひとつの目的として、異なる社会集団を代表するペアからなることが多く、宗教やエスニシティといった自治体内の社会的亀裂が必ずしも争点化しなかったからである。しかも、各政党は首長選で勝利することを目的として、地方ごとに異なる政党と連立して正副首長候補を擁立した。中央政界では野党であることを強調している闘争民主党も、地方首長選では民主主義者党、ゴルカル党、福祉正義党など与党と連立を組んでおり、中央政界の対立は地方

政界の対立に直結しなかった。こうしたことが地方政治の安定につながった。

しかし、国政同様、政治的安定が政治の質的向上につながっているとは必ずしもいえない。地方首長が地方公務員人事を掌握したことで、専門性を度外視した人事が横行する自治体が現れ、また、採用・昇進にあたってはコネやカネが不可欠の場合もあった。あるいは、首長選で勝利した候補者をサポートした公務員が論功行賞の意味合いで昇進する事例も起きた。

短絡的に地方税・利用者負担金を課す条例・条例案をつくる自治体が増え、大蔵省は2008年までにそうした条例・条例案を1万2000以上も受理していた(岡本2012, 54)。また、分権化は環境破壊も引き起こした。県や市が100ヘクタール以下の小規模な伐採権を発行できるようになったことから森林伐採が加速した。自治体が炭鉱開発許可権を発行できるようになったことで炭鉱開発も一気に進んだ。2014年までに1万776の許可権が出され、県・市が出した8000の許可のうち、4807の許可に問題があった⁽⁷⁾。

汚職の地方への拡散が目立つようになった。2014年9月、内務省報道官は、内務省のデータに基づき、2005年から2014年8月までに汚職事件に関与したものは、正副首長331人、地方公務員1221人、地方議会議員3169人に達すると述べた⁽⁸⁾。

2014年7月時点で548の自治体があることからすれば、単純計算すれば約6割の自治体の正副首長のどちらかが汚職事件で逮捕されたか、容疑がかかっていることになる。石油資源、森林資源の豊富なリアウ州に至っては、分権化が始まってから3人続けて州知事が逮捕されている。地方への汚職の拡散について、内務省は、首長公選制が選挙コストを上げているために、当選した正副首長は資金回収する必要があるからだとした。

もうひとつ顕著になり始めたのが自治体の一族支配である。2013年10月、内務大臣は57の正副首長が地方の一族支配を行っている⁽⁹⁾。元首長の妻や子息が首長ポストを継いだり、州知事の子息が同州内の県知事や市長になったりするケースが目立ち始めている。その典型はバンテン州である。2011年には州知事の義理の母親、実妹、異母弟、異母妹が同

州内の正副県知事・市長ポストに着任しており、一大王国を築いていた(岡本 2012, 62)。

第5節 中央による地方統制強化

内務省は、分権化のもたらしたさまざまな悪影響を放置していたわけではない。中央政府の統制、州による県・市の統制強化によって分権化の軌道修正を行ってきた。そもそも、1999年第22号法に代わる2004年第32号法では早くも中央政府、州、県・市の権限分有を決めた。そして、人事についても州の官房長官任命については内務大臣との協議を義務づけ、県・市の官房長官、局長、庁長官などの高官任命にあたっては州知事との協議を義務づけた。県知事・市長が人事権を独占している郡長などミドル・レベルの人事で問題が横行したことから、2011年に内務大臣は専門性を無視した不適切な人事を禁止する通達を出した。地方税・利用者負担金についての条例の増加については、2009年第28号法で課税・課金可能な対象を明記し、それに反した自治体には制裁を課すという規定を加えた。

ユドヨノ政権末期の2014年9月末、こうした統制強化の最終段階として、政府は、州知事、県知事、市長選挙に関する法案、および2009年第32号法に代わる地方行政法案を国会に提出した。地方行政法案では、林業分野や炭鉱分野での県・市の権限はほぼなくなった。すべての分野について中央政府、州、県・市の権限分有の詳細を添付資料で明記して、中央政府の統制強化の意図を明確にした。さらに、首長の両親、義理の両親、叔父母、兄弟姉妹、義理の兄弟姉妹、子息は首長候補になることを禁止する規定を設けて一族支配を阻止しようとさえした⁽¹⁰⁾。

最も重要な点は、首長公選の廃止、地方議会による首長選出制度の導入であった。有力な知識人たちは首長公選廃止に強く反対し、また、世論調査でも反対意見が圧倒的であった。国会でも当初は首長公選の廃止には反対の声が強く、法案を提出した内務省は首長公選廃止を断念しかけた。しかし、10月から野党となることが決まった政党が連合を組み、首長公選

廃止に乗り気になり始めた。そして、国会での投票においては、ユドヨノ率いる民主主義者党が投票前に退席し、野党連合が多数派となったため、首長公選廃止を含むふたつの法案が国会を通過した⁽¹¹⁾。

内務省が首長公選廃止を主張した理由は、首長公選での選挙コストの高さが汚職の動機となっているというものであったのに対し、野党連合の動機はきわめて政治的であった。第4章でも指摘されているように、2014年総選挙結果に基づけば、野党連合は33州中31州の州議会で多数派である⁽¹²⁾。野党連合の思惑は、野党連合の推す候補を州知事にして州政を牛耳り、次の2019年選挙で勝利するというものであった。

一方、9月上旬時点で首長公選廃止に同調していた民主主義者党は、国会での投票日が近づくと、世論の動向を意識したユドヨノの要望により条件付きで首長公選支持に回った。しかし、奇妙なことに、同党は投票前に退席をしてしまったために、首長公選廃止を決めた法律が国会を通過したのである。予想外の結果に驚いたユドヨノは外遊先のアメリカ合衆国から、首長公選廃止は民意を反映しておらず、民主主義の後退であると批判するインタビューをユーチューブで流した。外遊帰国後の9月30日、ユドヨノは、国会を通過した2法（地方議会による首長選出を規定した2014年第22号法、地方行政を規定した2014年第23号法）に署名し、その2日後の10月2日にその第22号法、第23号法を改正した2015年第1号法律代行政令、第2号法律代行政令を施行した。第1号法律代行政令は、第22号法で規定した地方議会による首長選を否定して首長公選を維持することを定めており、第2号法律代行政令は、第23号法のなかでも地方議会による首長選にかかわる条項を破棄した。ユドヨノは中央政府による地方統制を強化することには同意しながら、地方首長公選を維持して世論の批判を何とか切り抜けて任期を終えようとしたのである⁽¹³⁾。

第6節 地方政治の改革の動き

民主化・分権化が地方政治・行政の混乱を生み出す一方で、政治的自由度が増した地方では新しい動きも起きている。ひとつは、とりわけ首長公選により多様な社会的背景をもつ首長が現れ、これまでとはまったく異なる改革志向の首長が台頭してきたことである。その筆頭は、貧困家庭から実業家となり、ソロ市長、ジャカルタ首都特別州知事、そして大統領にまで上り詰めたジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）である（第3章および第4章を参照）。

改革派と目される地方首長はほかにもみられる。東ブリトゥン県知事として健康保険制度を導入し、行政改革に取り組んだ華人初の首長バスキ・チャハヤ・プルナマ（通称アホック）は、バンカ・ブリトゥン群島州知事選、北スマトラ州知事選で敗北した後、ジョコウィと組んでジャカルタ州副知事に選ばれた。ジョコウィの大統領就任後は、ジャカルタ州知事となり、行政改革、インフラ整備などに取り組んでジャカルタ市民の高い評価を得ている。あるいは、スラバヤ市長を2期務める地方公務員出身のトリ・リスマハリニ（通称リスマ）は同市の緑化政策で人気を集めている。バンドン市長に2013年に着任した建築家のリドワン・カミルはソーシャル・メディアを使って頻繁に市民と対話を重ねつつ、創造性を重視したプログラムをつぎつぎと実施し始めている。「バンドン市の1週間の行事」というプログラムでは、月曜日は学生たちには市が用意した公共バスで通学を求め、水曜日はスダ文化の衣装を着ることを求め、木曜日は英語を話す日にするなど、バンドン市民の意識改革を求めている。

こうした首長の改革の動きと並んで重要なことは、地方での市民社会勢力の台頭である。警察や国会による KPK への攻勢への反発、首長公選廃止反対、国民皆保険制度支持、村落法制定支持などにみられるように、ソーシャル・メディアなどを中心として市民社会の声为国政に反映されていると先に指摘した。同様の動きは地方レベルでも起きている。とりわけ画期的なことは、地方での汚職事件にはたす市民社会勢力の役割である。

NGO 活動家や学生活動家が独自の情報源を使って首長などの汚職を暴き、反汚職デモをしたり、ソーシャル・メディアで報道したりするだけでなく、KPK にそうした汚職の捜査を求める動きは各地で起きている。汚職で批判される首長などからすれば、彼らの動きは許しがたい。それゆえ、彼らは、さまざまな脅迫や物理的暴力に晒されることになる。それでも汚職批判を続けることができるのは、首長のライバル政治家や実業家が陰に陽に支持しているだけでなく、首都ジャカルタで活動する反汚職運動と連携しているからである。なかでも、インドネシア汚職ウォッチ（ICW）は彼らにとって重要な連携先である。ICW などとの連携がなく、地方で反汚職活動を続けるだけでは、地元の政治経済エリートに容易に潰されてしまうが、KPK などとも緊密な連携をとっている ICW とのネットワークがあれば、汚職の嫌疑がかかる地方政治家や実業家も手を出しにくいのである。

2013 年末から 2014 年初めにかけて、KPK はバンテン州と同州内の多くの県・市を牛耳って一大王国を築いていたラトゥ・アトゥット・ホシヤとその異母弟トゥバグス・ハエリ・ワルダナ（通称ワワン）を逮捕して世間を驚かせた。アトゥット一族は、中央政界とも強いパイプをもち、地方政界を支配していたことから、地元の多くの人びとは彼らが逮捕されるとは思っていなかった。しかし、地元の NGO 活動家や学生活動家のなかには ICW と連携しながらアトゥット一族の汚職を批判し続けていた者もいたのである。彼らが根気よく批判を続け、汚職の実態を白日のもとに晒す努力をしてきたからこそ、KPK もアトゥット一族支配に切り込むことができた。そして、アトゥットとワワンの逮捕により、バンテン社会において一族支配への批判が公然と行われるような状況が生まれ、新たなバンテン社会をつくらうという社会変容の動きも始まった。

ICW は、地方に支部をもつわけではなく、全国の汚職に目を配るだけの人材がいるわけではない。アチェ州、北スマトラ州、リアウ州、西ジャワ州ガルット県、中ジャワ州ブリタル県など各地に合計 48 のローカル・パートナーをもっており、彼らと連携して反汚職運動の地方での拡大をめざしている⁽¹⁴⁾。

ICW のローカル・パートナーのなかでも、東ジャワ州マラン市にある

マラン汚職ウォッチ (MCW) は息の長い活動を続けている。MCW は、スハルト体制崩壊前から討論グループをつくっていた学生活動家たちが ICW の誕生に刺激を受けて 2000 年に結成した NGO である。イデオロギー的には、当初のマルクス主義的階級論から徐々にグラムシ的立場に移行していき、また、反汚職デモを繰り広げた発足時のスタンスから、汚職をなくすための住民意識の改革に乗り出して、20 ほどの住民グループを組織化している。また、ICW などからの外部資金に頼るのみならず、出版活動からの利益も活動資金にし始めるなど、自立的かつ長期的な反汚職活動へと広がりをみせている。

MCW 活動家になるには、半年間の仮採用期間を経る必要がある。そのあいだに MCW の活動に真摯に取り組んだものが採用され、政党活動は認められない。発足当初から活動を支えてきたルトゥフィー・クルニアワンは、市長候補などにも挙げられながら政治活動はせず、市民社会の強化に専念している⁽¹⁵⁾。今では、MCW は ICW にとって地方でのモデルケースとなっている。

もうひとつ興味深いのは、急進派イスラーム主義者たちも反汚職運動に関心を寄せ始めたことである。バンドンにある NGO、司法マフィア撲滅運動は、毎週、役所や地方検察庁前で西ジャワ州や同州内の県・市の汚職捜査を求めるデモを繰り広げている。そのトップはキリスト教徒のバタック人でありながら、ジャカルタに本部のある NGO の 45 年闘士・反汚職部隊 (LAKI P.45) のメンバーともなっている。この反汚職部隊はイスラーム急進派の組織であるイスラーム防衛戦線 (FPI) の指導者らが関与して発足した組織である⁽¹⁶⁾。イスラーム的倫理からしても反汚職は重要であり、この部隊は支持を拡大し、支部の全国展開をし始めている。

たとえば、この部隊は、インドネシアで最も豊かな自治体クタイ・カルタヌガラ県の県知事と合意書を結んだ。その合意内容は、同部隊のメンバーが社会の末端にある隣組レベルまで汚職のチェックをするというもの⁽¹⁷⁾。FPI といえばイスラーム的倫理を御旗に掲げ、売春宿やディスコなど反モラル的な場所を襲撃するなど、暴力の行使もためらわない組織という印象が強かったが、反汚職をテーマとすることで、活動の場の拡

大に努めている。実態としてどこまでこの部隊が清廉なのかは不明であるが、ICWとはまったく異なる形でのイスラームからの市民社会運動であることには間違いない。

第7節 ユドヨノからジョコウィへ

国政をみても、地方政治をみても、ユドヨノ政権の10年間というのは、よくいえば安定の10年間であり、後半に着目すれば停滞の10年間であった。権力の多元化が制度化され、拒否権ポイントが多いことからすれば、そもそも思い切った改革をすることは難しいため、政治的停滞が起きやすい。しかし、有権者は、そうした制度的側面よりも、ユドヨノの弱いリーダーシップと現状維持的な政権運営に停滞の原因を求めた。だからこそ、第3期目のないユドヨノに代わる次期大統領を選ぶ2014年選挙では、ユドヨノとはまったく異なるタイプのふたりの候補者、プラボウォ・スビアントとジョコウィが選挙戦を戦うことになった。陸軍エリートとしての経験とそこからくる強いリーダー像を打ち出したプラボウォにせよ、庶民派として有権者との直接的コミュニケーションを重視し、また、自治体首長としての実績を武器とするジョコウィにせよ、ユドヨノに欠けているものを積極的にアピールすることで選挙戦を戦った。

僅差とはいえジョコウィが大統領選で勝利したことは何を意味するのであろうか。仮にプラボウォが勝っていれば、強いリーダーシップのもとで汚職撲滅やエリート支配の打破を理由として、制度的権力分散状況を変更し、集権的な政治体制樹立をめざし、首長公選も廃止しようとしたであろう。有権者も強いリーダーシップを期待して、制度的多元性を否定することに同意したかもしれない。

一方、ジョコウィは低所得者層の社会的出自の実業家であり、民主化・分権化がなければ大統領候補になることもなかった人物である。大統領選では、闘争民主党、ナスデム党、民族覚醒党(PKB)などの政党からの支持に加え、スランクなど有名アーティストや芸術家、政治に関心のなかつ

た一般市民らがボランティアとなって選挙キャンペーンを支えた（第4章参照）。既存のエリートに不満を抱いていたボランティアは、首長時代の業績、庶民派としての近づきやすさ、有権者との高いコミュニケーション能力、ヘビメタ好きといった、これまでの政治家とはちがうジョコウイの魅力に共鳴した者たちである。彼らからすれば、既存の政治家たちは汚職した、信頼できない連中である。こうした市民社会勢力の支持を受けて大統領に選ばれたジョコウイとしては、この勢力から支持され続けることが不可欠である。そのためには、市民社会からの要望を積極的に取り入れるだけでなく、制度的権力分散の仕組みを維持し、KPKなどの独立機関の行動範囲を広げる努力をすることが必要である。それは必然的に、ユドヨノ時代と同様に、あるいは、それ以上に権力闘争が顕在化し、可視化し続けることを意味し、結果として、リーダーシップなき大統領との刻印を押されてしまう可能性が高いということになる。

おわりに ——多難なジョコウイ政権——

ジョコウイ政権は、制度的権力分散の仕組みを維持したまま、うまく政権運営をして、彼の望んだ政策を実現することができるであろうか。率直に言って厳しいといわざるを得ない。ユドヨノとちがい、ジョコウイは国政の経験がない。国政の素人だからこそ支持を得て大統領になることができたとはいえ、手練手管に長けた国会議員と渡り合うことは簡単ではないし、彼をサポートするインナーサークルがどこまで機能して、国会運営を含めて国家をマネージできるのかは未知数である。政権発足から3カ月ほどで、KPKが国家警察長官候補に汚職の嫌疑をかけたことで、それに猛反発した警察がKPK委員長ほか幹部を根拠薄弱な容疑で逮捕する事態が起きている。国会にはKPKの捜査の「行き過ぎ」に反発する声があり、KPKの独立性は失われる可能性も出てきている。市民社会からはKPKを救済しようという動きが起きており、ジョコウイの動向が注目されている。

ジョコウィ政権が汚職撲滅を重視し、行政改革を推進する姿勢を保ち続けるかぎり、こうした対立は今後も起き続ける。そうしたときに重要なことは、地方も巻き込んだ形で、ICW や MCW などのような組織が長期的な視野に立って民主主義の質を高める努力をし続けることである。政権運営に当たりジョコウィは、国会や他の国家機関とさまざまな妥協をすることは確実であるにせよ、こうした市民社会の長期的な努力を支持し続けるであろう。それは長期的な民主主義の定着にとって決定的に重要である。

【注】

- (1) オリガーキー論の代表的な作品は、Robison and Hadiz (2004), Winters (2011) である。ほかにも、スハルト体制期との政治アクターの連続性を強調するものとして、D・スレイターのふたつの論文 (Slater 2004; 2006) も挙げることができる。民主化のもつこうしたパラドックスについては、たとえば、本名 (2013) を挙げることができる。
- (2) 残りのポストは専門家、官僚、軍人などにあてがわれた。“Komposisi Kabinet dari Era Soeharto Sampai Jokowi” [スハルト時代からジョコウィまでの内閣の構成], *Tempo.co* (<http://www.tempo.co>), 16 September 2014.
- (3) “Ramai-ramai Menggempur Komisi Antikorupsi” [反汚職委員会への攻撃激化], *Tempo*, 6 July 2009.
- (4) 第1次ユドヨノ政権末期の2009年7月から国会はこの公的資金注入を問題視し始めていたが、第2期に入り問題追求が本格化し始めた。
- (5) PRN (2014), およびアブドゥル・ロザキ (IRE 副所長) とのインタビュー, 2014年10月27日, ジョグジャカルタ市。
- (6) ジョヘルマンシャ・ジョハン (内務省地方自治総局長) とのインタビュー, 2013年1月10日, 東京。
- (7) “Kepala Daerah Tak Boleh Keluarkan Izin Tambang” [地方首長は鉱業許可を出してはならない], *Tribun News* (<http://www.tribunnews.com>), 17 October 2014.
- (8) “Penyalahgunaan Kewenangan Pejabat” [役人の権限乱用], *SUARAMERDEKA.com* (<http://berita.suaramerdeka.com/>), 28 May 2015.
- (9) “Mendagri: 57 Kepala daerah melakukan politik dinasti” [内相: 57 地方首長が王朝政治を行っている], *Merdeka* (<http://www.merdeka.com>), 18 October 2014.
- (10) 2015年7月, 親族に首長選出馬を認めない規定は憲法違反であるとの判決を憲法裁判所は下したので, 中央政府の強引な一族支配阻止の試みは失敗に終わっている。
- (11) “Dua Kaki Skenario Mercy” [民主主義者党のふたつのシナリオ], *Tempo*, 5 October 2014.

- (12) “UU Pilkada Sah, Koalisi Prabowo Borong 31 Gubernur” [地方首長選挙法が可決、プラボウォ連合が31州知事を押さえる], Tempo.co (<http://www.tempo.co>), 8 September 2014.
- (13) 法律代行政令は、制定後に国会の承認を得て法律となる。第1号法律代行政令にせよ、第2号にせよ、ユドヨノが署名したのは任期終了直前であり、国会で審議に付されるのは次期政権に入ってからのこととなった。それゆえ、仮に次期国会がふたつの法律代行政令を承認しなかったとしても、ユドヨノへのマイナスイメージとはならない。
- (14) アブドゥラー・ダフラン (ICW 政治汚職部門コーディネーター) とのインタビュー, 2014年10月29日, ジャカルタ。
- (15) Wicaksono, Prayogo and Rahmadhani (2014), およびルトゥフィー・クルニアワン (MCW 執行部) とのインタビュー, 2014年10月20日, マラン市。
- (16) トルキンス・パルラウガン (司法マフィア撲滅運動トップ) とのインタビュー, 2014年9月4日, バンドン市。
- (17) LAKI P. 45 (2014), およびアルディアンシャ・ハンバリ (LAKI P.45 組織部門長) とのインタビュー, 2014年9月8日, ジャカルタ。

[参考文献]

<日本語文献>

- 本名純 2013.『民主化のパラドックス——インドネシアにみるアジア政治の深層——』岩波書店。
- 川村晃一 2010.「インドネシアの大統領制——合議・全員一致原則と連立政権による制約——」粕谷祐子編『アジアにおける大統領の比較政治学——憲法構造と政党政治からのアプローチ——』ミネルヴァ書房 135-175。
- 川村晃一・東方孝之 2010.「国会議員選挙——民主主義者党の勝利と業績投票の出現——」本名純・川村晃一編『2009年インドネシアの選挙——ユドヨノ再選の背景と第2期政権の展望』アジア経済研究所 13-38。
- 増原綾子 2014.「変わるインドネシアの社会保障制度」末廣昭編『東アジアの雇用・生活保障と新たな社会リスクへの対応』東京大学社会科学研究所 167-194。
- 岡本正明 2012.「逆コースを歩むインドネシアの地方自治——中央政府による『ガバメント』強化への試み——」船津鶴代・永井史男編『変わりゆく東南アジアの地方自治』アジア経済研究所 27-66。
- 2013.「インドネシアにおけるイスラーム主義政党の脱モラル化」小杉泰編『環インド洋地域における宗教復興・テクノロジー・生命倫理』京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科附属イスラーム地域研究センター・同附属現代インド研究センター 75-86。
- 2015.『暴力と適応の政治学——インドネシア民主化と地方政治の安定』京都大学学術出版会。

<外国語文献>

- Ford, Michele and Thomas B. Pepinsky, eds. 2014. *Beyond Oligarchy: Wealth, Power and Contemporary Indonesian Politics*. Ithaca: Cornell University Press.
- Haryadi, Rohmat. 2009. *Chandra-Bibit: Membongkar Perseteruan KPK, Polri dan Kejaksaan*. [チャンドラービビット：汚職撲滅委員会、警察、検察のあいだの対立を暴く] Jakarta: Hikmah.
- ICG (International Crisis Group). 2010. *Indonesia: Preventing Violence in Local Elections*. Asia Report No. 197, Jakarta and Brussels: ICG.
- LAKI P. 45. 2014. *Kesepakatan Bersama dengan Mengucapkan Syukur Kehadiran Swt. Bupati Kabupaten Kutai Kartanegara dan Laskar Anti Korupsi Pejuan 45*. [神のご加護のもとでのクタイ・カルタヌガラ県知事と45年闘士反汚職部隊との合意書] Jakarta: LAKI P. 45.
- Mietzner, Marcus. 2009. *Indonesia's 2009 Elections: Populism, Dynasties and the Consolidation of Party System*. Sydney: Lowy Institute for International Policy.
- . 2013. *Money, Power, and Ideology: Political Parties in Post-Authoritarian Indonesia*. Singapore: NUS Press.
- PRN (Policy Research Network). 2014. *PRN Newsletter No. 2*, Jakarta: Sekretariat PRN.
- Purwanto, Wawan H. 2012. *Turmoil of the Juristical Politics in Indonesia: Uncovering the Cases of Antasari Azhar, Bank Century, Susno Duadji and Gayus Tambuna*. Jakarta: CMB Press.
- Robison, Richard and Vedi R. Hadiz. 2004. *Reorganizing Power in Indonesia: The Politics of Oligarchy in an Age of Markets*. London and New York: RoutledgeCurzon.
- Slater, Dan. 2004. "Indonesia's Accountability Trap: Party Cartels and Presidential Power after Democratic Transition." *Indonesia* (78) October: 61-92.
- . 2006. "The Ironies of Instability in Indonesia." *Social Analysis* 50 (1) Spring: 208-213.
- SMRC (Saiful Mujani Research and Consulting). 2013. *Tumbulnya Kaum Demokrat Kritis: Refleksi Publik 15 Tahun Demokrasi Indonesia*. [批判的な民主主義勢力の台頭：インドネシア民主化15年目の世論の意見] (updated 19-27 Desember 2013).
- . 2014. *Efek Kampanye Terbuka dan Calon Presiden pada Peta Kekuatan Partai Politik Menjelang Pemilu 2014: Temuan Survei Nasional 26-29 Maret 2014*. [野外選挙キャンペーンと大統領候補が2014年選挙における政党勢力図に及ぼす影響：2014年3月26日～29日の全国世論調査結果].
- Sudjatmiko, Budiman. 2014. *Anak-Anak Revolusi: Buku2*. [革命の子どもたち：第2巻] Jakarta: Gramedia.
- Wicaksono, Pandu, Yogi Fachri Prayogo and Hesti Rahmadhani, eds. 2014. *Ilusi Demokrasi Lokal: Refleksi Gerakan Antikorupsi Organisasi Masyarakat Sipil*. [地方での民主主義の幻想：市民社会組織反汚職運動の回想] Malang: Intrans

Publishing.

Winters, Jeffrey. 2011. *Oligarchy*. Cambridge: Cambridge University Press.

Yudhoyono, Susilo Bambang. 2010. *Pidato Kenegaraan Presiden Republik Indonesia dalam Rangka HUT Ke-65 Proklamasi Kemerdekaan Republik Indonesia di Depan Sidang Bersama Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia dan Dewan Perwakilan Daerah Republik Indonesia*. [インドネシア共和国国会および地方代表議会でのインドネシア共和国第65回独立記念日におけるインドネシア共和国大統領国政演説].